

部活動に係る活動方針

島田市立六合中学校

1 部活動の意義

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- (2) 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合うことを通して、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする等、好ましい人間関係の形成に資するものである。
- (3) 運動・文化・芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものである。

2 部活動の基本方針

以下の点を基本方針として部活動を設置運営することとする。

- (1) 学校や地域の実情に応じ、校長が示す学校運営方針・計画に沿った運営に心掛ける。
- (2) 生徒の部活動への所属は、自主的・自発的なものとし主体性を育める部活動運営に心掛ける。
- (3) できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。

3 活動日、活動時間等

原則として以下の活動の基準や申合せ事項等に準じて活動を行うものとする。

(1) 活動日

ア 常時活動

- ・平日：週3日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- ・週休日：土曜日又は日曜日のどちらか1日の活動が望ましい。ただし、大会等を控えた練習の必要性も感じられる。そこで、年間を通して、土曜日、日曜日、祝日、閉庁日のうち52日間（毎週末1日休みとほぼ同日数）を活動しない日と定める。
なお、本方針の実効性を高めるため、2021年度を完全実施の年度と定め、2019・2020年度の2年間の移行期間を設け、課題把握、意識変革に努める。
- ・各月の第3日曜日は、原則として活動しない。

イ 長期休業の活動

- ・校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。
- ・生徒がまとまった休養が取れるように、一定期間部活動を休止する「部活動休業日」を設ける。
- ・土、日曜日は、大会以外は原則として行わないこととする。

ウ 大会（中体連等）期間中の活動

- ・大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代替りの休養日をできるだけ近い週に設定する。

(2) 活動時間

- ・部活動は、必ず指導者（教員）の監督下で実施し、学校で定めている下校時刻までの活動とする。
- ・部活動としての朝練習や昼練習、夜練習は禁止する。
- ・常時活動は、活動時間を平日2時間以内、週休日（土日）・祝日は4時間以内を原則とする。

4 指導上の留意点について

- (1) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり禁止とする。
- (2) 生徒の健康状態や気温等の環境に配慮し、指導内容や練習時間、休息・水分補給時間等を設定する。
- (3) 施設・設備等の点検や管理等を定期的に行い、生徒の安全確保に万全を期する。

5 その他

- (1) 部活動顧問は、毎月の活動計画及び実績を校長に提出する。
- (2) 校長は、部活動方針等について、学校説明会やホームページ等で公表し、保護者に周知する。

附 則 この方針は、平成31年4月1日から施行する。